２．２　特定デジタルプラットフォームについての商品等提供利用者からの苦情の処理及び特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備に関する事項	２．２　特定デジタルプラットフォームについての商品等提供利用者からの苦情の処理及び特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備に関する事項
２．２．１　（略）	２．２．１　（略）
２．２．２　令第１項の表第２号及び第３号の中欄に規定する事業の区分に係る事項	２．２．２　令第１項の表第３号及び第４号の中欄に規定する事業の区分に係る事項
（略）	（略）
２．３　（略）	２．３　（略）
２．４　前各号に掲げるもののほか、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置に関する事項	２．４　前各号に掲げるもののほか、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置に関する事項
２．４．１　（略）	２．４．１　（略）
２．４．２　令第１項の表第２号及び第３号の中欄に規定する事業の区分に係る事項	２．４．２　令第１項の表第３号及び第４号の中欄に規定する事業の区分に係る事項
・　デジタル広告分野における特定デジタルプラットフォームについては、加えて、以下のような特有の事情がある。	・　デジタル広告分野における特定デジタルプラットフォームについては、加えて、以下のような特有の事情がある。
（略）	（略）
―　広告仲介型デジタルプラットフォーム（令第１項の表第３号の中欄に規定する事業の区分に該当する特定デジタルプラットフォームをいう。以下同じ。）については、入札した広告主等と媒体社等が主として競りにより瞬時にマッチングされる仕組みを通じて取引が行われている。そのため、当該特定デジタルプラットフォームを利用する媒体社等が最適なマッチングの機会を得るためには、当該特定デジタルプラットフォームを利用する広告主等に対して、より合理的な入札行動の変容を促すことが重要である。	―　広告仲介型デジタルプラットフォーム（令第１項の表第４号の中欄に規定する事業の区分に該当する特定デジタルプラットフォームをいう。以下同じ。）については、入札した広告主等と媒体社等が主として競りにより瞬時にマッチングされる仕組みを通じて取引が行われている。そのため、当該特定デジタルプラットフォームを利用する媒体社等が最適なマッチングの機会を得るためには、当該特定デジタルプラットフォームを利用する広告主等に対して、より合理的な入札行動の変容を促すことが重要である。
（略）	（略）
３　具体的な取組例	３　具体的な取組例
３．１　商品等提供利用者に対する特定デジタルプラットフォームの提供が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続の整備に関する事項	３．１　商品等提供利用者に対する特定デジタルプラットフォームの提供が公正に行われることを確保するために必要な体制及び手続の整備に関する事項
３．１．１　（略）	３．１．１　（略）
３．１．２　令第１項の表第２号及び第３号の中欄に規定する事業の区分に係る事項	３．１．２　令第１項の表第３号及び第４号の中欄に規定する事業の区分に係る事項
（略）	（略）
３．２　特定デジタルプラットフォームについての商品等提供利用者からの苦情の処理及び特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備に関する事項	３．２　特定デジタルプラットフォームについての商品等提供利用者からの苦情の処理及び特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の紛争の解決のために必要な体制及び手続の整備に関する事項
３．２．１　（略）	３．２．１　（略）
３．２．２　令第１項の表第２号及び第３号の中欄に規定する事業の区分に係る事項	３．２．２　令第１項の表第３号及び第４号の中欄に規定する事業の区分に係る事項
（略）	（略）
３．３　（略）	３．３　（略）
３．４　前各号に掲げるもののほか、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置に関する事項	３．４　前各号に掲げるもののほか、特定デジタルプラットフォーム提供者が商品等提供利用者の意見その他の事情を十分に考慮するために必要な措置に関する事項
３．４．１　（略）	３．４．１　（略）
３．４．２　令第１項の表第２号及び第３号の中欄に規定する事業の区分に係る事項	３．４．２　令第１項の表第３号及び第４号の中欄に規定する事業の区分に係る事項
（略）	（略）

附　則

この告示は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウエアに係る競争の促進に関する法律第三条第一項の事業の規模を定める政令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。